

「安保法案の論点整理」

<衆議院会議議事録精査>

<http://anporonten.jp/index.html>

私は、「平和安全法制」の法案に関する衆議院の全ての審議（本会議、平和安全法制特別委員会、憲法審査会、参考人質疑）の議事録を精査し、論点と問題点を整理しました。

それを他の方にも説明できるよう、この文書を作成しました。

どんな法案で、なにが問題なのかを知るきっかけにいただければ幸いです。

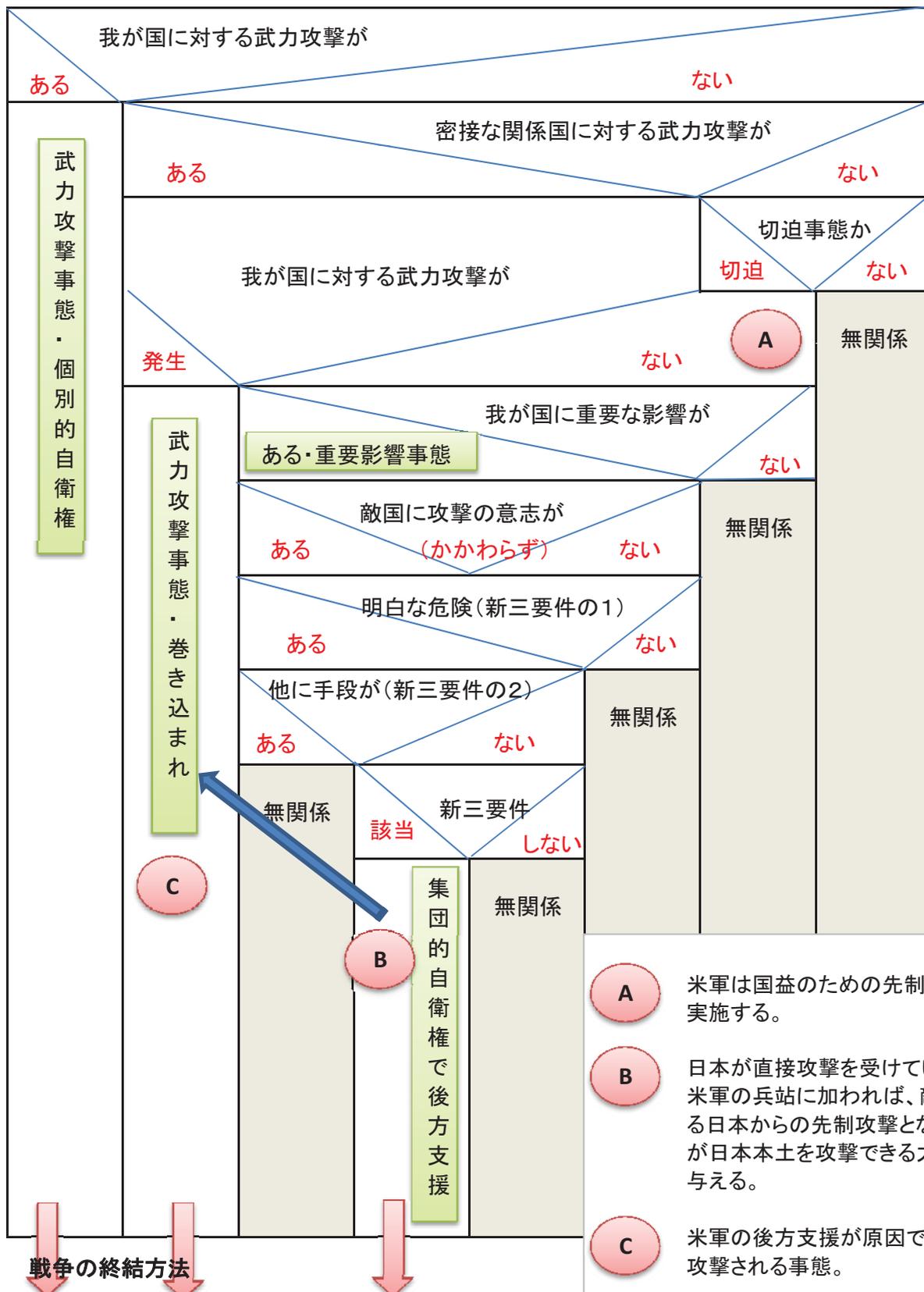
作成者 秋田県横手市在住 新田祐子

Email anporonten@uniservice.main.jp

変更履歴

2015年8月13日	初版	
8月15日	改訂	無用な空白の削除等
8月17日	改訂	解説の追加
8月21日	改訂	表紙とブログ URL 追加
9月23日	改訂	誤字脱字修正
9月28日	改訂	誤字修正

新安保法による、戦争の始め方、終わり方 (NSチャート、上から下に条件に沿って推移する)



日本への攻撃がストップしたら、終結する。

新三要件から外れたら終結する。ただし米国が戦闘継続中は撤退できない。規模、範囲の拡大(エスカレート)、泥沼化、日本本土の壊滅。

たった一人の人間の言葉が、国を動かす、国の命運を決める、それが国会であり、法治国家です。その国会に国民が選挙で議員を送り出す、だから、主権は国民、決めるのは国民、それが議会制民主主義ですね。

でも、今の国会はどうでしょう・・・。

国民がそのつもりもなく選んだ国会議員たちによって、国の命運に関わる法律が、強権的に作られようとしています。

日本は戦争をする国になるのか、という不安、
日本の平和と安全を守るためには必要な法律なのか、という戸惑い、
わからないまま、強行採決されるのでは、という焦燥感・・・。

国会でいったい何が話し合われているのか、政府はなにをやろうとしているのか、
野党は何に反対しているのか、法案が通ったら日本はこれからどうなるのか、
知った上で、理解した上で、一人一人が判断し行動すべきだと思います。

知るための一助となるよう、ここに安保法制に関する衆議院の全記録を精査し、論点を整理し、
テーマごとにまとめました。

ニュースで聞いていて分からなかった言葉や、気になっていたテーマについても、この文書を読めばストンと納得できるかもしれません。

軍隊をもたずに国が守れるか、海外派兵せずに国際貢献できるか、専守防衛はこれからの世界に通用するか、という疑問に対しても、このテキスト中で、多くの専門家や国会議員が参考になる意見を述べています。法案に賛成／反対を考えるにとどまらず、これからの我が国の防衛を考える上での論点整理としてこのテキストが参考になれば幸いです。

テキストは、私の創作ではなく、国会議事録の言葉です（要約している部分もあります）。

国会の参議院、衆議院で議決権をお持ちの国会議員の皆さん全員に、ぜひ目を通していただきたいです。

2015年8月13日 新田祐子（秋田県横手市在住）

URL <http://anporonten.jp>

Email anporonten@uniservice.main.jp

「平和安全法制」に関する衆議院審議の論点整理

この文書の目的

- 私は、「平和安全法制」の法案に関する衆議院の全ての審議（本会議、平和安全法制特別委員会、憲法審査会、参考人質疑）の議事録を精査し、論点と問題点を整理しました。
- それを他の方にも説明できるように、この資料を作成しました。どんな法案で、なにが問題なのかを知るきっかけになってほしいと思います。

実際の国会審議で話される日本語は文法ミスも多く、挿入語も多く、非常にわかりにくい上、政府答弁者は意図的に「回答を避ける」「同じ言葉を繰り返す」「論点をずらす」「聞かれないことを長々と答弁する」など戦略的に行っているため、論点の追跡が困難な場合も多々あります。そのため、発言内容を要約した部分もあります。内容が重複している部分もあります。

この文書をまとめながら、疑問、反論、憤慨、つっこみたい点など多々ありましたが、私個人の私見を含まずに発言をまとめるよう最大限努力しました。文書を読んで、いろいろ感じる人もいれば、何も感じない人もいるでしょう。まずは安保法の内容知り、自分なりに判断して、それから行動していただければと思います。

記法

1. 明朝体の部分は、質問者（野党等）および参考人、公述人の発言です。
2. **ゴシック体**の部分は、政府与党側の発言です。
3. 発言の最後に、審議の日付と発言者の名前をカッコ付けで入れました。
4. 文書作成者による補足や解説部分は**斜線**で表記。
5. 見逃してほしくないテキストには、下線を引きました。この部分のみ、私の私見です。

参考リンク

この文書の内容は下記のホームページでもご覧いただけます。

<http://anporonten.jp/index.html>

関連ブログ

<http://anporonten.blog.fc2.com/>

この文書の作成に際し、下記のホームページを参考にしました。

国会中継	http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php
国会会議録検索システム	http://kokkai.ndl.go.jp/
「平和安全法制」の概要	http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf

目次	
ごあいさつ	2
「平和安全法制」に関する衆議院審議の論点整理	3
この文書の目的	3
記法	3
参考リンク	3
I 「平和安全法制」に関する衆議院審議の論点整理	6
I. 1. 自衛隊法	6
自衛隊員の身分	6
自衛隊員の自殺	6
I.1.A 「在外邦人等の保護措置」、いわゆる「邦人輸送」に関すること	7
I.1.B 「米軍等の部隊の武器等の防護」、いわゆる「武器等防護」に関すること	7
I.1.C 「平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大」に関すること	8
I.1.D 法案「国外犯処罰規定」に関すること	9
I. 2. 国際平和協力法／国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律	9
I.2.1 PKO	9
I. 3. 重要影響事態安全確保法に変更／重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律	10
I.3.1 重要影響事態	10
I.3.2 集団的自衛権	11
I.3.3 リスクは高まるか	12
I.3.4 捕虜	12
I. 4. 船舶検査活動法／重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律	13
I. 5. 事態対処法／武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国民の安全の確保に関する法律	13
I.5.1 事態対処法（個別的自衛権）	13
I.5.2 新三要件	13
I.5.3 存立危機事態	13
I.5.4 ホルムズ海峡の機雷掃海	14
I.5.5 密接な関係にある他国	15
I.5.6 他に手段がない	15
I.5.6 必要最小限度	16
I.5.7 先制攻撃	16
I.5.8 武力攻撃の着手	17
I. 6. 米軍等行動関連措置法／武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律	18
I. 7. 特定公共施設利用法／武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	18

I. 8. 海上輸送規制法／武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	18
I. 9. 捕虜取扱い法／武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律	19
I. 10. 国家安全保障会議（NSC）設置法	19
I. 11. 国際平和支援法／国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律	19
I.11.1 非戦闘地域	19
I.11.2 「一体化」の回避	20
I.11.3 捜索救難活動	22
II. 我が国防衛に関する論点整理	22
II. 1. 安全保障環境の変化	22
北朝鮮	22
中国	23
中東・イスラム諸国	23
テロ	23
サイバー	24
II. 2. 積極的平和主義	24
II. 3. 今、できないこと	25
II. 4. 抑止力	26
II. 5. 徴兵制	27
II. 6. 日本の防衛	28
II. 7. 国際貢献	30
III 法的安定性に関する論点整理	30
III. 1. 法的安定性	30
III. 2 昭和 47 年見解	31
III. 3 砂川判決	32
司法権の独立が侵害された（米国公文書によって判明）	32
III. 4 日米ガイドライン	33
III. 5 憲法 9 条・違憲／合憲	33

I 「平和安全法制」に関する衆議院審議の論点整理

I. 1. 自衛隊法

自衛隊員の身分

1. 自衛隊発足時、警察予備隊(通常の警察の実力を超える危険が来たときに押し返す第二警察)としてつくられたので、いまだに警察法の体系で、警察比例の原則という、諸国の軍隊ではあり得ない縛りがかかっている。そのため、警察を外に出して使おうにも、これは軍隊でないので、相手側から見ればそれは海賊や山賊になってしまいうし、仮に免責したとしても、非常に働きにくい状態になる。(6/22、小林参考人)
2. 自衛隊は国家国民を守るために自らリスクを負う組織であるにもかかわらず、憲法下では解釈によって合憲とされている存在で、軍でも警察でもない。名誉や処遇もまだ真剣に議論されていない。自衛官やその家族に対する福利厚生も全く不十分。軍人と同じ責務を自衛官に課しておきながら、自衛隊が軍隊ではないと見せるために、その矛盾を自衛官に押し付けてきた。この事実が自衛官や家族にとってのストレスでありリスクである。(7/1、勝沼)
3. 父親が自衛隊員の女子高生。お父さんは他国の人を殺すために自衛隊員になったのではない、「戦争でお父さんを殺さないで」。若い自衛隊員が反対請願に署名。日本が攻撃を受けていないのに武力を行使するのはおかしい。自分は不正義の戦争で命を落とすたくない。(6/11、田村)
- 4.

自衛隊員の自殺

1. 自衛隊のイラク派兵では、陸上自衛隊の宿营地が少なくとも14回、23発のロケット弾や迫撃砲弾による攻撃を受けました。車列が群衆に取り囲まれ、ミラーが壊されることもありました。航空自衛隊のC130輸送機はバグダッド空港などに米軍の兵員や物資を輸送する活動を行ったが、バグダッドの上空で携帯ミサイルで狙われていることを示す赤ランプが点灯し、警報が鳴り、攻撃を避けるための回避行動を頻繁にとっていたことが報じられています。自衛隊が活動する場所が戦闘現場になる可能性があるというのがイラクの経験が示したことだったと私は考えます。(7/10、穀田)
2. 当時、私が人事局長をやっておりますときから隊員の自殺は大体年に七、八十人。イラクの場合は、今まで一万人に対して二十九人とされている。イラク派遣期間は3~4ヶ月、メンタルに問題のない人を選別して派遣した。私が申し上げてきたのは、平均的に言うと、日本人全体では人口十万人当たり約二十人で、イラクの自衛隊で母数を同じにすれば二百九十人ということになるんだろう、そして一般の自衛隊員は実は年間七百人ぐらいになっちゃう、こういう話で、いずれも深刻な話ではあるんです。(自衛隊をイラク派遣した当時の防衛庁人事局長・柳澤)
3. 【米軍の場合】イラクやアフガンの帰還兵の証言をまとめた「冬の兵士」という本では、米兵が、キル、キル、殺せ、殺せ、こういう言葉を連呼しながら訓練を行い、事態が泥沼化するにつれて交戦規則は次第に緩くなっていき、相手が民間人であろうと、動く者は全て殺りくした、動くな、動いたら殺すと言って、もう交戦規則も何もあったものじゃない状態に米軍は陥っていたと。(7/13、赤嶺)
4. 【米軍の場合】昨年十一月十一日の日に、米国のベテランズデーという復員軍人の日に合わせて反戦イラク帰還兵の会が発表した、復員軍人における自殺者数に関して、戦死者が大体六千八百人ぐらいのところ、自殺者数は八千人ぐらい。(6/15、初鹿)

5. 派遣された自衛隊員が今まで以上に厳しい現場を見るわけですよ。目の前で人が殺される、場合によっては自分が武力攻撃をして相手を殺すこともあり得る、そういう行動をこれから自衛隊員にしてもらおうというのがこの法案なわけです。帰還した自衛隊員がPTSDを発症する、もしくはその結果として自殺をする、その可能性が高まるんじゃないですか。派遣をされている間にメンタル上の問題が生じた隊員は帰還(帰国)させますか。(6/15、初鹿) → 政府答弁:メンタルヘルスケアについては十分留意をして実施させます。(中谷)

1.1.A「在外邦人等の保護措置」、いわゆる「邦人輸送」に関すること

過去事例

1. 1994年、イエメンの内戦で96名の日本人観光客が孤立したとき、ドイツ、フランス、イタリアの軍隊が救助に当たった。2000年からだけでも、総計238名の日本人が11カ国の軍用機や艦船などで救出されてきた。1985年、イラン・イラク戦争でイランの首都のテヘランが危機になり、日本人215名が孤立した際、日本の民間航空機は、危険だからとテヘランまで飛ばなかった。トルコ政府が、テヘランに派遣した二機の救出機のうちの一機を日本人救出に当て、そのために乗れなくなってしまった何百人かのトルコ人は陸路で脱出させた。日本では報道されなかったが、2004年4月、日本の三十万トンタンカーのTAKASUZUがイラクのバスラ港沖で原油を積んでいた際に、自爆テロボートに襲われた。そのときに身を挺して守ってくれたのは、アメリカの三名の海軍軍人と沿岸警備隊員だった。彼らは日本のタンカーを守って死に、本国には幼い子供たちを抱えた家族が残された。(7/13、岡本公述人)

1.1.A.2 問題点

2. 朝鮮半島において在留邦人の保護あるいは退避が必要になった場合を想定して、平素から関係省庁間の連携のもと、対応の方策を検討している。仮に、朝鮮半島有事において邦人等の退避を必要とする事態に至った場合は、まずは、民間定期便が利用可能なうちに出国または安全な地域への移動を勧める。そして、民間定期便での出国等が困難になった場合には、個別具体的な状況に応じて、政府のチャーター機あるいは船舶の派遣、さらには、米国を初めとする友好国との協力の可能性、こういったことも検討しながら、最も迅速かつ安全な手段を活用し、邦人の退避支援に最大限努める。ここまでは現状でもできる部分であります。(7/10、岸田、(この部分は民主党も賛成))
3. その上で、今回の平和安全法制は、自衛隊が、邦人の輸送のみならず、警護や救出等を含む保護措置を実施することを可能とする自衛隊法の改正案が含まれている。存立危機事態に至った場合は、自衛隊による、邦人退避に使用されている船舶の防護活動も実施可能になる。(7/10、岸田)
4. 我が国近隣で武力攻撃が発生し、米国船舶が公海上で武力攻撃を受けている、攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない、このような状況においては、取り残されている多数の在留邦人を我が国に輸送することが急務になる、そのような中、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、状況を総合的に判断して存立危機事態に当たり得るということでございます。(7/3、安倍)→日本がミサイル等で攻撃される兆候がない状態でも、日本は米国の敵対国に対し攻撃できるのか。 → (日本側からの先制攻撃は)ありうる(安倍)

1.1.B「米軍等の部隊の武器等の防護」、いわゆる「武器等防護」に関すること

従来の自衛隊法第95条

自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができる。

自衛隊法第95条2（追加改正案）

自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等であれば、当該武器等を防護するための武器の使用を自衛官が行うことができるようにする。（第95条の2）

政府の主張

1. 自衛隊が武器を使用して防護する対象を外国軍隊まで拡大する。我が国の防衛に資する活動としては、例えば、輸送、補給、情報収集、警戒監視、共同訓練などが考えられる。（宮本、6/10）
2. 地理的には、特定の地域を念頭に置いているものではない（黒江、6/10）→地理的無限定。

問題点

3. 九十五条でできる自衛官の武器使用とは、まず、あらかじめ守ろうとしている武器等を隠すとか退避させるとかということで、できるだけ事前に回避する。二つ目に、もし壊されたり、それから奪い去られたりした場合には、追撃してこれを奪い返すとか、あるいは報復のために武器を使うということもいけない。このような極めて受動的、限定的な武器使用なので、それで武力行使に当たらない、とされていた。改正案の九十五条の二では、米軍等の武器等も我が国の物的な防衛手段に該当するというのが非常にわかりにくい説明であるだけではなくて、もし本当にそれが同じような趣旨であるならば、米軍そのものが、攻撃にさらされている武器等や艦船や航空機をまずは隠すとか退避するとかいう義務をしてもらわないと要件に当てはまらない。壊されたり運び去られたりした場合に、追撃して奪い返すとか、それを報復するとかいうことはしません、という協定を結ぶ必要がある。自衛隊だけがそのつもりだというのは通じない。（6/22、宮崎参考人）

1.1.C 「平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大」に関すること

法案制定経緯

現行の周辺事態法制定時におきましては、米軍からニーズがなかったために、弾薬の提供、そして戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油、整備につきましては支援内容から除いておりました。また、物品、役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送を除き、我が国の領域において行われるものとしたわけでございます。しかし、その後、日米で防衛協力の協議を行いまして、ガイドラインの見直しが進められた協議の中で、米側から、これらを含む幅広い後方支援への期待が示されております。…この重要影響事態という事態をつくりまして、…弾薬の提供、発進準備中の航空機への給油、整備、外国領域などに限られない後方支援活動について実施するよう措置するという対応をしたということでございます。（6/26、中谷）

8月5日、参議院質疑より

1. 「大量破壊兵器など、この世にあるすべての兵器や弾薬は、この法律で運べるということか」との問いに中谷答弁「法律上は特定の物品の輸送を排除する規定はない。」「手りゅう弾、クラスター爆弾、劣化ウラン弾、大砲弾、ミサイル弾は武器でないから米軍に運搬」「現に戦闘を行っている現場でなければ、武器を輸送・運搬しても、弾薬を提供したとしても武力行使とは一体化しない」「核兵器の運搬も法文上は排除していない」

2. 核兵器が輸送のみ可能な「武器」に当たるのか、輸送だけではなく提供も出来る「弾薬」に当たるのかについて、中谷防衛相は、「核兵器は核弾頭を持っており、分類は弾薬に当たる」と述べた。
3. 「憲法上核兵器は保有できる」(横畠法制局長官)
4. 「輸送のつど自衛隊として主体的に実施の可否を判断する。核兵器の運搬、防護については「想定していない」「要請があっても拒否する」非核三原則に従う。非核三原則は法律ではなくただの施政方針。新たな閣議決定で容易に撤回できる。

I.1.D 法案「国外犯処罰規定」に関すること

1. 国外において、上官命令への多数共同での反抗や部隊の不法な指揮、そして防衛出動命令を受けた者による上官命令への反抗、不服従等の罰則に係る国外犯処罰規定を設けたわけでございます。(6/10、中谷)
2. 国外犯処罰規定では防衛出動命令違反に対し七年以下の懲役または禁錮となっているが、軍法会議も軍刑法もない。仕組みづくりが先ではないか。(7/10、松波) →現時点において、(仕組みを)設置する必要があるというふうには我々は考えていない(中谷)

I. 2. 国際平和協力法／国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

I.2.1 PKO

従来¹⁾の法律

1. 武力介入という強制措置でありながら、紛争当事者全ての合意がある。内戦があつて、停戦し、双方が中立的な存在となったところに PKO が割って入る。PKO の主要任務は停戦監視。PKO の軍事部門は国連平和維持軍 PKF。PKF は自動小銃など軽武装で、できるだけ大世帯で行く。現場を確保して停戦が破られないよう抑止力として働く。(7/1、伊勢崎)
2. PKO 参加 5 原則(国連統括型)
 - (1)紛争当事者間の停戦合意の成立
 - (2)紛争当事者の PKO 派遣への同意
 - (3)PKO の中立性の確保
 - (4)(1)～(3)のいずれかが満たされない場合には、部隊を撤収
 - (5)武器の使用は、要員の生命防護のための必要最小限度のものを基本

改正案

1. 「非国連統括型」として、5 原則を満たした上で、関連機関が行う決議、要請、当該地域の国からの要請のいずれかが存在する場合を新設。
2. 武器使用権限の見直し:いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護の実施に当たっては、いわゆる任務遂行のための武器使用を認める。

専門家の意見および問題点

1. 自衛隊が、過去、PKO、二十二年以上海外で勤務し、それ以外に、海賊対処、インド洋の給油、現在は南スーダン PKO など多数の隊員が活動して、高い国際評価を受けてきた。一発も撃たずに一発も撃たれずにすんできた。

国会の歯止めもあるし、自衛隊員の管理能力、自覚、任務意識がトータルでそれを実現させてきた。(6/22、森本)

2. カンボジア以来、国連PKOで自衛隊が頑張ってきたが、一発も撃たずに済んだ。その理由は、「自衛隊は撃てない」こと。どんな危険に会おうと自衛隊員は撃てない。サマワでは一発撃ったら何発返ってくるんだ、という世界だから、撃たないことで、現地の住民から敵視されずに来た。今度は進んで武器を使う任務を与える、ということであれば、犠牲者が出ることは当然覚悟しなければいけない。(7/1、伊勢崎)
3. 自衛隊の海外派遣当初は、駐屯地の地域住民から批判的なまなざしを向けられていた。その後、各基地、駐屯地が地域社会との共生に励み、二度の大災害における献身的な災害救助活動もあり、今や自衛隊に期待する現地の国民の割合は90%を超えている。地域社会の一員として努力し、災害救助するなど、非軍事的な自衛隊の活動に対する賛辞が多い。自衛隊の活動に軍事的な行動を感じると一般社会は敏感に反応する。国内でも政府と世論のずれがあり、これは隊員や家族のストレスになる。(7/1、勝沼)
4. 「昔と違って、停戦合意が破られたからといって撤退することはできません。そんなんだったら、最初から来るなどということです。」「住民に銃口が向けられているというふうを目撃したら、たとえその銃口が自衛隊員に向けられていなくても、自衛隊員はこれに対して応戦しなければなりません。」(7/1、伊勢崎参考人)

I. 3. 重要影響事態安全確保法に変更／重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

I.3.1 重要影響事態

1. 重要影響事態は、我が国に重要な影響を与える事態ということで、認定されれば、活動している他国の軍隊に対して後方支援ができる。後方支援の内容としては、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、航空・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務等の活動。(7/3、安倍)
2. 事態認定は政府が行う。実際に武力紛争が発生または差し迫っている等の事態において個別具体的な状況に即して、当事者の意志、能力、場所、対応などを判断する。我が国に戦禍が及ぶ可能性、国民が受ける被害の重要性を客観的に判断する。
3. 原則は国会承認(緊急時は閣議決定のみ)だが、事態認定の前提となった事実で特定秘密が含まれる場合は、特定秘密を隠した形で国会や国民に事実認定の根拠を示す。
4. 重要影響事態に際して、我が国の平和と安全を確かなものにしていくという観点から、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外であっても、国連憲章の目的達成に寄与し、かつ当該事態の拡大を抑制し、またはその收拾を図るための活動を行う外国軍隊等に対しては、我が国として、必要な後方支援活動を行うことができるようにしてまいります。(7/3、安倍)

問題点

1. 全世界の範囲で米軍その他の軍の後方支援が可能となる。(7/10、岡田)
2. 「世界の平和と安定なくして我が国の平和と安定はなし」という首相の論法に従えばほとんどの事態が重要影響事態になる。(7/10、岡田)
3. 弾薬提供、発進準備中の航空機への燃料補給等、武力行使(英語では「兵站」を意味するロジスティックス)と認められる活動を「後方支援」という名のもとに行う。

4. 重要影響事態となれば外国軍に対する後方支援を国連決議や国会承認なし(緊急時)に閣議決定だけで実施できる。
5. 重要影響事態のときに公海上で後方支援をしている自衛隊の艦船がミサイルなどで爆撃されてしまったら、これは日本への武力攻撃事態になる。これが戦争に巻き込まれるということ。

1.3.2 集団的自衛権

一般的な、国際的に通用する、政府が言うフルサイズの集団的自衛権

1. 集団的自衛権は自国が直接攻撃を受けていないにもかかわらず自国と密接な関係にある他国に加えられた武力攻撃に対し自ら武力をもってこれを阻止排除する国際法上の権利だ。本質は他国防衛。(6/22、宮崎参考人)
2. 過去の集団的自衛権の行使を国連の安保理事会に報告したケースを見ると、大体、行使国は大国のアメリカ、ソビエト、イギリス、フランス。行使国の都合で武力行使をしている。(7/13、横路)
3. 米ソ冷戦時、アメリカは、ニカラグア革命後のニカラグアに対して、親ソ勢力排除を目的とした介入をおこなった。ニカラグアが国際司法裁判所に提訴し、アメリカは損害賠償を命じられたが、アメリカは履行しなかった。ニカラグア判決は、第三国が自らの状況に基づいて勝手に集団的自衛権を行使してはいけない、という意味を持つ。

安保法案による日本独自の集団的自衛権

1. 我が国で、昨年7月までは集団的自衛権といえば他国防衛目的の権利であり憲法上許されなかった。今回、新3要件のもとで許されるのは、国際法上は集団的自衛権のカテゴリーに入るが、その目的は自国防衛であり、その行使に当たっては、新3要件(深刻重要影響、やむをえない、必要最小限)の限定がある。
2. (限定的集団的自衛権による武力行使が認められるための条件)新3要件(密接関係国、存立危機、必要最小限)に該当することに加え、国際法上求められている要件、武力攻撃を受けた国からの要請・同意がなければならぬ武力攻撃を受けたからの要請と同意がなければ集団的自衛権を行使できないというのが国際司法裁判所の判決。

(わかりにくいので解説:武力攻撃を受けた国が日本に支援を「要請する」のは理解できるが、「同意」を誰から誰に与えるか、について、衆議院審議中、最後まで議論が深まらなかった。与党の答弁から勘案するに、支援要請を受けた日本が「同意」するのではなく、米国等が「日本が支援をしたいならやってもいいよ」と日本に「同意を与える」ことのようなのだ。)

問題点

1. 集団的自衛権による武力行使容認という政府の憲法解釈変更は、基本的な論理の枠内、法的安定性の保持、のいずれの点でも大いに欠陥があり、従来の政府の基本的な論理の中におさまっていない。変更の結果、どこまで武力行使がゆるされるようになるのかも不明確で法的安定性も保たれていない。立憲主義にもとる。(6/4、長谷部)
2. 我が国の存立の危機に、明白な危険があるにもかかわらず、他国の要請・同意がない限りは対応ができないという奇妙な状態が生じる。→存立危機なのに要請がないと座して死を待つしかないということだ。ありとあらゆる外交手段を通じて対処する。国際法上の正当性がないと対応できない。(6/15、中谷)

3. 日本が武力攻撃を受けない場合、受けるようなおそれが全くない場合でも新三要件に合致すれば武力行使が可能になる。武力攻撃事態でも切迫事態でも予測事態でもないときに自衛隊を出動させるということは、アメリカを守る、アメリカの艦艇でも何でも、他国防衛以外の何物でもないではありませんか。(7/13、横路)→新三要件に該当すればできる(中谷)
4. 後方支援について、今まで、インド洋における給油、それからイラク、サマワでの活動は人道支援に近いと思いますが、バグダッドにおける航空自衛隊の輸送、これが後方支援に近い概念だというふうに思うわけです。その具体的内容は情報公開されていない。(7/10、岡田)

1.3.3 リスクは高まるか

1. もし、武力紛争にかかわっているアメリカ軍があれば、沖縄にあるアメリカ軍基地が攻撃される可能性、リスクは格段に高まる。アメリカだけではなくて、重要影響事態法によって日本自身もその戦闘参加にかかわっていくことになる。重要影響事態法では後方支援と言っているが、英語はロジスティック、国際社会から見れば兵たん支援として戦闘参加しているとみなされる。後方支援をしている日本自体も、その重要な拠点である沖縄も攻撃の対象になるリスクが非常に高い。(7/13、小澤)
2. この法案が成立すれば、自衛隊の海外派遣要件が拡大され、自衛隊と米軍が一体となって軍事行動を展開することになる。結果として、我が国が他国の紛争に巻き込まれるリスクが高まります。もしそうなったら、米軍基地が集中する沖縄がイの一番に狙われ、標的にされる可能性は大であります。(7/6、稲峰、沖縄参考人質疑)
3. イラク戦争終結後の米軍の治安維持活動および非戦闘行為に従事したアメリカ兵は、民間人を装った自爆テロや、車に仕掛けられた爆弾、輸送中のヘリの撃墜などの犠牲になって、930人が命を落としています。これは、イラク戦争の戦闘で死亡した139人を大きく上回る数字です。いつ、どこで狙われるかわからない不安の中で、自殺したり精神的な疾患になった米兵はさらに多いです。アフガニスタンの国際治安支援部隊の活動で、治安維持活動等に当たったドイツ軍やイタリア軍の兵士の犠牲者が数百人規模に上っています。自爆テロやあるいは車爆弾、また輸送中のヘリの撃墜、こうしたリスクを伴う治安維持活動に自衛隊を派遣し得るようにするのが今回の安保法制です。これのどこが自衛隊のリスクは増大しないということになるんですか。(5/27、柿沢)→今回は新たな任務として、確かに(リスクが)ふえる部分がございますが、これにおいても安全についての規定なども設けておりまして、実際やるかやらないか、この段階で本当にやって大丈夫なのか、そしてそれが任務達成できるのか、そういうのを判断して実施するわけがございますので、リスクに対しましても十二分に配慮をしながらやっていくということでございます。(中谷)

1.3.4 捕虜

1. 後方支援で出動している軍人が敵国に拘束された場合、ジュネーブ条約上の捕虜となる。軍人ではない自衛隊員にはジュネーブ条約が適用されず、自衛隊員の身が危険にさらされる。(7/1、辻元)→自衛隊員が捕らえられるような事態が発生したとしても、まず我が国は、法的な立場として、こうした身柄の拘束そのものを容認することができないという立場にあります。ですから、当該要員がどのような待遇を受けるか以前の問題として、身柄の即時解放を強く求めていく、こういったことになります。(岸田外務大臣)
2. 「武力行使をしない、つまり軍人ではない」という前提で後方支援をすれば、海外に派遣された自衛隊員は国際的にみて「テロリスト、海賊、山賊」とみなされてしまう。

3. 「米軍の後方支援として、武器等防護、物品役務提供(武器弾薬の提供、運搬、防護)を行う」「軽装備で戦闘地帯に入って捜索救難活動を行う」、などの任務遂行中に敵対国の標的にされ、自衛隊員が拘束される危険性は非常に高まる。捕虜としての身分がなければどんな目に合うかわからない。

I. 4. 船舶検査活動法／重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

(審議なし)

I. 5. 事態対処法／武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

I.5.1 事態対処法（個別的自衛権）

1. 現状におきましては、個別的自衛権のみ我が国の憲法で容認されているわけございまして、我が国に対する武力攻撃が発生しない限り、米艦、他国の艦艇等を防衛することはできないということございまして。(7/3、中谷)
2. 我が国が武力行使を行う(新)三要件、この(新)三要件に当てはまったときに、まさに存立危機事態として、我々は武力を行使することが、日本人の命や平和な暮らしを守るために武力行使を行うことができる、こういうことございまして。(7/1、安倍)

I.5.2 新三要件

「新三要件」の下で、「武力行使」を可能に

第一要件：

わが国に対する武力攻撃が発生したこと (定義は明白、ただし危険の恐れも含むと不明確)

またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し

これにより我が国の存立が脅かされ (不明確)

国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること (不明確)

第二要件：

これを排除し (不明確、限度不明)

わが国の存立を全うし (不明確、限度不明)

国民を守るために他に適当な手段がないこと (不明確、恣意的判断ありうる)

第三要件： 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと (不明確)

※旧三要件(黒字部分)に、密接関係国への攻撃(赤字部分)が追加された。()内は筆者追加。

I.5.3 存立危機事態

1. 存立危機事態というのは、ある国が日本と密接な関係にある国に対して武力攻撃を行う一方で、日本に対する武力攻撃は発生していない状況で、新三要件に当てはまったときに、武力行使ができる。(7/3、安倍)
2. 新三要件を総合的に判断して決める。攻撃国の我が国を攻撃する意思が認定できない場合であっても存立危機事態に認定し得る。(7/13、中谷)

3. 存立危機事態を排除することができる武力行使で、必要最小限は、敵国の領土領海への攻撃が必要になる。(7/3、長島) →(敵国の領土領海への攻撃は)何もできないというのが現在の状況であります。同盟国である米国の米艦等の防護はできますが、海外派兵は一般に認められないという原則は変わらないわけですから、できることには限度がある。とはいえ、ここまでするということになれば、さまざまなオペレーションにおいて協力が十分に可能になってくるということになる(安倍)
4. 存立危機事態を排除できない、他国の領域に行かなければ排除できないような事態の場合は、日本はあくまでも公海上に原則とどまって、他国の領域については、ほかの国、アメリカとかあるいはほかの国にお任せをして、そちらはそういう形で役割分担をする、基本的な考え方はそういうことですか。(長妻) →存立危機事態における武力行使の場合はそのとおりです。(安倍)

問題点

1. 存立危機事態というふうに言われている事態のかなり多くの部分というものは、従来の個別的自衛権の行使ということで対応が十分可能なのではないかというふうに考えております。(7/6、落合、参考人質疑)
2. 三人の憲法学者の違憲見解に対し、政府の反論は、集団的自衛権行使の容認について、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けていることを唯一の根拠として、新三要件の上で海外で武力行使ができるというものだが、明白な危険の判断基準は何もなく、政府の一方的判断できるとしているもので、参考人の指摘に対する反論にも説明にもなっていません。(6/11、赤嶺)

1.5.4 ホルムズ海峡の機雷掃海

1. ホルムズの変容で安全保障環境が変わったから憲法解釈変更が必要だ。外国の領土領海領空に行つての武力行使は憲法で原則禁止されているが、例外として、ホルムズ海峡に機雷が敷設されてそれを掃海する活動は、受動的、限定的だから新三要件にあてはまる。(7/8、中谷)
2. 石油の8割、LNGの25%がホルムズを通過している。夏のピーク時の燃料の四分の一がホルムズを通過している。夏にホルムズ封鎖が起きたら電力の四分の三しか使えない。LNGは輸入先の多様化を行っている。2016にはアメリカのシェールガス輸入予定。その他からの輸入も増やし、LNGのホルムズ依存度は1割前後になる見込み。備蓄は170日分。不足した場合は、石油需給適正化法という法律に従つて需給調整する。備蓄を100日分増やすとすれば、5兆円という非常に大きな予算がかかる。(6/29、宮沢国務大臣)
3. ホルムズの例では、石油エネルギー源供給が滞るといふ経済的影響のみならず、生活物資不足、電力不足、ライフライン止まるなど、国民生活に深刻な影響がおよぶかどうかを総合的に判断し存立危機事態を認定する。(5/19、中谷)
4. 機雷掃海艦艇というものは木製あるいはプラスチック製でできております。そして、自己防護用の装備すら持ってありません。これをもって「受動的、限定的」と言っているのは我が国の考え方でありませう。(7/10、岸田)
5. イラン政府がホルムズを封鎖するような事態は起こりえない、自分の首を絞めることになる。(6/15、赤嶺)
6. 機雷掃海は武力行使である。機雷を敷設した国はその相手国をいわばやっつけようと機雷を敷設しているわけで、その機雷を除去する行為はそれに対する敵対行為とみなされるということになる(7/14、穀田)。→武力行使の一環だと認識しております。(中谷)

7. 米軍では、機雷戦を攻撃的機雷作戦と防御的機雷作戦の二つに分類し、これらをともに法的な戦争行為と位置づけている。(米軍規定)
8. 日米新ガイドラインには機雷掃海が各所に記載されている。ガイドラインでは日本が機雷掃海の役割をすることが明記されている。日本の掃海部隊は近代的かつ有能な対機雷戦部隊を保有している。一方、米軍の掃海戦装備はぜい弱。(6/15、赤嶺)→米海軍は機雷掃海艇を11隻。日本は27隻。(6/15、黒江政府参考人)

政府の主張の変化・・・

1. ISILを巡って、米国とイランの関係が接近しているのではないかと。→イラン核問題が存在する。核不拡散が6月末にむけて協議されている。イランと米国、関係国の間で交渉が進められている。日本はイランと伝統的な友好関係がある。(6/17、岸田)→イランと欧米など6か国の核協議が最終合意に至り、イランは核開発を制限し、軍事施設に対する査察も受け入れることとなった。(7/14、報道)
2. ホルムズは事例の一つ。もはや脅威が世界中のどの地域において発生しても我が国の平和と安全に影響を及ぼす。世界の安全保障の変化が直ちにホルムズ海峡に機雷が設置されるような危険性があるというわけではないが、仮にホルムズに機雷が設置された場合は、我が国に深刻な影響を及ぼす。(6/15、岸田)

この答弁により、「安全保障環境が変わったから憲法解釈変更が必要」という根拠を失い、本法案の提案理由もなくなった。

1.5.5 密接な関係にある他国

1. 共同対処の意志を持つ国。個別具体的、総合的に判断する。あらかじめ国を限定しているものではない。(6/10、岸田)
2. 同盟国である米国はあてはまる。それ以外の外国が該当する可能性は現実には相当限定されるが個別具体的状況に即して判断される。北朝鮮は対象外。(6/15、岸田)
3. 国際法上、自衛権を行使するのは国。国家が対象。未承認国、分裂国も入る。その範囲内で密接な関係にある他国を考える。(6/15、岸田)
4. 北朝鮮は対象外。台湾は説明に慎重を要する(台湾の法的地位にたいして独自の認定を行う立場にない)。(6/15、岸田)

1.5.6 他に手段がない

1. 1991年にペルシャ湾へ掃海艇を派遣したとき、3月3日に事実上の停戦、4月11日に正式な停戦、それから準備指示をして、一カ月かかってドバイに到着。現行法ではこのように、事実上の停戦で掃海艇を派遣し、正式停戦直後には現地に到着できた。しかし、存立危機事態でやる場合は、事態認定の後、対処基本方針を作り、国会承認を得る、となり、逆に遅くなっちゃう。その間に他の国々が機雷掃海を始めている。これで他に手段がないと言えるのか。(6/29、後藤)
2. 自衛隊の機雷掃海能力が高い。一日も早くというか一刻も早く処理しなければならない。他国にやってもらえばいい、というものではない。(6/29、横島)
3. 存立危機事態が発生した段階で、我が国として何も対応しないということはまず考えられません。機雷の掃海に当たっても、他国と同時に我が国が対応する、これが当然のことだと思います。特に、我が国の掃海能

力、これは国際的にも大変高いわけですので、我が国がその時点で何も対応しない、他国に任せる、それは考えられないと考えます。(6/29、岸田)

4. 過去に、アフガン戦争やイラク戦争時に、日本は米軍から、ショー・ザ・フラッグ(日の丸を見せろ)とかブーツ・オン・ザ・グラウンド(地上に部隊を)と強く迫られたことがございました。そのときは、憲法が海外での武力行使を禁じているとの判断がありました。しかし、今回は違います。前述のような、日米同盟に傷がつくなどと米国から強い要請があれば、政府の判断により、戦闘地域への自衛隊派遣が可能となるということでございます。(7/8、稲峰参考人)

1.5.6 必要最小限度

1. 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。排除をするまで必要最小限度はかかり続けるということでございます。(7/8、中谷)
2. 自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争とか地上戦とか、敵を撃破したり、海上優勢、航空優勢を確保するために大規模な空爆、砲撃を加えたり敵地に攻め入るような行為に参加することは必要最小限度の自衛の措置の範囲を超えるものであって憲法上認められていないということで、航空優勢とか海上優勢を確保するために行動するということは新三要件を満たさないということでございます。(7/8、中谷)
3. 第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害がある、これを排除するための必要最小限度。その必要最小限では、我が国が武力攻撃を受けているときですら、まさに本格的な戦闘(他国の領域での戦闘行為、空爆)まではいたしません、という御答弁をされているんです。(7/8、横畠)
4. 火の粉を払う的な、攻めてきた者を追い払うというところでとどめるというのが第三要件の働き方なのでございます。(7/8、横畠)

問題点

1. 他国への武力攻撃があつてというのはファクトとしてわかるとしても、それがどういう因果関係で我が国の存立を脅かすようになるのかは一義的な定義ができない。どのたとえをとってみても、存立が脅かされるというところまでいく因果関係が納得できない。近場ならば個別的自衛権の話になる。(7/1、柳澤参考人)
2. 交戦権がない結果として、外国が攻めてきたときでも、大国の侵略行為を排除するための必要最小限度の実力行使しかできない。敵の攻撃が止まった後も追いかけていって外国の領土、領海に入る、敵を殲滅する、ということは許されない。(6/22、阪田)
3. 「速やかに終結」とはつまり戦争に勝つこと。そのための最大限の実力行使をしなければならないだろう。「必要最小限度」とはいったい何のための必要最小限度なのか？(6/22、阪田)

1.5.7 先制攻撃

1. 米国が(国際法上、違法な)先制攻撃の戦争を行った場合でも、武力行使の新三要件を満たしていると判断すれば集団的自衛権を発動するのか(5/28、志位)→新3要件を満たしていると判断すればそうだ(集団的自衛権を発動)。
2. 我が国に対する直接の武力攻撃の危険がないケースであっても、単なる幸福追求が覆される明白な危険という、もっと広い概念で武力行使ができる。昭和47年見解(武力攻撃を受けた場合に限定)とずれている。(7/3、枝野)。→「根底からくつがえされるという」というところは、「という」というに、そのまま放置すればそうになってしまうという意味が込められているわけでございます。「密接な関係にある他国に対する武力攻撃」の発生というも

のを契機として、それによって我が国「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」というようなことになる「明白な危険がある」というような場合もあり得るんだということで、今回、要件としては、単に他国に対する武力攻撃の発生ではなくて、まさに要件として、我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から脅かされる明白な危険ということを明記して、要件として書き加えるということによって、その結果、昭和四十七年政府見解の二の部分の事態とまさに符合するということになっているわけでございます。(7/3、横畠)

3. 日本を攻撃していない国に対して日本から武力行使を行うということになれば、その国との間で武力抗争状態を新たに発生させることとなります。これはまさに、憲法九条一項で禁止された、国際紛争を解決する手段として武力を行使することにほかなりません。また、集団的自衛権を認めて、まさに他国防衛となる海外派兵を可能とし、他国防衛のための軍事的実力を持つことが、憲法九条二項に反することも明らかです。(6/11、赤嶺)

4.

米軍オペレーションの検証

5. 2002年に当時のアメリカのブッシュ大統領が一般教書演説で、北朝鮮、イラク、イランを悪の枢軸呼ばわりし、必要なら先制攻撃も辞さないという戦略を明確にし、翌年には、大量破壊兵器を口実にして、イラクに対する軍事攻撃に踏み切った。イランや北朝鮮の核開発の背景の一つには、この悪の枢軸発言があったことが指摘されている。アメリカの悪の枢軸発言、どういう検証を行っているか。(6/29、赤嶺) →どんな理由にせよ核開発は認めるわけにはいかない(岸田)
6. 過去にイラク戦争の際に、米軍が主張していた大量破壊兵器があるから二兆円の拠出金を出すんだということで、これは国会の承認が得られた。でも、終わって、大量破壊兵器があるかと調べてみたらなかったという話。ではその二兆円は何だったのか。過去の米軍の軍事オペレーションに対して日本は独自の検証を行っているのか。(6/19、鈴木) →他国の行動や対応について我が国として何か情報収集しそして分析をする、という立場にはない。(岸田)

1.5.8 武力攻撃の着手

1. 武力攻撃の着手があれば、我が国が攻撃された、とみなし、反撃することができる。着手とは：我が国を攻撃するということを明示し、攻撃のためのミサイルに燃料の注入その他の準備を始めた場合。東京を火の海にしてやる、灰じんに帰してやるといったような表明をして、かつ弾道ミサイルに燃料注入を開始または起立をさせた場合。(6/29、中谷)
2. 「我が国を防衛するために出動して公海上にある米国軍艦に対する攻撃が発生した状況」、これも「状況によっては」武力攻撃の着手と判断されることがありうる。(6/29、中谷)
3. 「我が国の国民の権利が根底から覆される明白な危険」が具体的にどういう危険なのかが非常に漠としていて、閣僚の答弁も二転三転している。攻撃国に日本を侵害する意図、意思がない場合、あるいは日本に戦火が及ぶ可能性がない場合でも集団的自衛権が認められることがあり得るか。(7/15、長妻) →武力行使の三要件にあてはまれば武力行使もありうる。(安倍)
4. 従前の、いわゆる宣戦布告というような手続が昔あった戦争法、その若干名残のような要素もありますが、まさに明示された意図があれば、それは我が国に対する武力攻撃の発生と認定することは当然

できるであろう。ただし、その意図が明示されていないからといってそのような認定ができないわけではない、まさに具体的な行為、行動によって認定するということもあり得るということだろうと思います。(6/29、横畠)

問題点

1. 日本側からの先制攻撃は、敵国または米国の敵対国に、日本領土を攻撃する大義名分を与える。国民を守るといよりは、進んで国民を危険にさらすという結果しかもたらさない。(阪田参考人)。
2. 自国防衛と称して、攻撃を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのものだ。(宮崎参考人)

I. 6. 米軍等行動関連措置法／武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

(審議なし)

I. 7. 特定公共施設利用法／武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

1. 日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。
2. 米軍による使用が想定される空港は、全国で九十五カ所、主な空港としては、航空輸送の拠点となる空港として、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港などが規定をされている。沖縄県に関しては、12 空港(久米島空港...)。これ以外にも、都営の調布飛行場や県営の名古屋飛行場など七空港、防衛省が設置、管理する千歳飛行場など六空港が列記されている。(6/1、岸田)
3. 特定公共施設利用法では、これら全国九十五カ所の空港について、総理大臣が、空港施設の管理者に施設の全部または一部を米軍、自衛隊に優先的に利用できるように要請できるほか、要請に従った利用が図られない場合は、総理大臣による指示や国交大臣を指揮し代執行する、航空機の機長等に対して航空機の移動を命じさせることもできる仕組みになっている。(6/1、岸田)
4. 米軍以外の外国軍隊を利用調整の対象にしている。この外国軍隊とはどこを指しているんですか。(6/1、穀田)→武力攻撃事態等で我が国を支援する国でございまして、米軍以外の外国軍隊ということでございます。(岸本)

問題点

民間空港だとか港湾だとか、それこそ自衛隊と米軍が一時的に使用するという形で、結局、住民全体をいわば軍事基地化に招いていきかねない、そういう事態になるということが一つの重大な問題だと思うんですね。また、この問題は、単なる民間空港の利用というんじゃなくて、排除の権限もある、総理大臣の権限もある、という中で起きている、国民全体にこの問題が大きなかかわりを持っていくということだ。(6/1、穀田)

I. 8. 海上輸送規制法／武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

(審議なし)

I. 9. 捕虜取扱い法／武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

(審議なし)

I. 10. 国家安全保障会議（NSC）設置法

国家安全保障局は、昨年一月七日に発足。それ以降、総理、副総理、官房長官等の閣僚の御意向を体し、外交、安全保障に関する諸課題について、関係省庁間の縦割りを排し、政策に関する企画立案、総合調整を戦略的な視点から遂行するという業務を行っている。具体的には、装備移転三原則の策定、昨年七月一日の安全保障法制の整備に関する閣議決定に基づき今国会に提出した平和安全法制の法案策定等の安全保障に関する制度面の整備について、調整役としての役割を担っている。

五月二十五日時点で、国家安全保障局には七十三名の職員が勤務。与えられた人員の中で課せられた役割を果たすべく、日々努力をしている。国民の御期待に応え、国家安全保障局が与えられた任務を遂行していくために、体制が常に整備されていくことが重要であり、今後も必要に応じ、体制整備を検討していきたい。全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費十一億六百四十八万円は、国家安全保障局の設置等に要する費用の不足を補うもの。(5/25、山崎政府参考人)

I. 11. 国際平和支援法／国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

I.11.1 非戦闘地域

これまでの自衛隊の活動地域（非戦闘地域）

1. かつての非戦闘地域につきましては、いわば自衛隊がそこに所在する間は戦闘行為が行われない、例えばサマワでは半年という期間、というふうに認定した。しかし、実際は、さまざまな場所で活動する。サマワの中でも一定の地域で活動する場合、そこで二週間活動する場合は、その二週間を通じて戦闘現場とならないということが見込まれる、というのが今回の考え方。(7/10、安倍)
2. イラク特措法は、自衛隊の活動地域を非戦闘地域に限定し、戦闘が行われるに至った場合や戦闘行為が予測される場合には、現地部隊の指揮官が活動を一時休止し、避難すると規定していた。正当防衛または緊急避難に該当する場合には人に対して危害を与える射撃を行うということで、自己保存型の武器使用ができる。(7/10、中谷)
3. 訓練では、「至近距離射撃と制圧射撃(隊員が連射で一定時間、複数または単数の目標に対して射撃を行うこと)を重点的に練成して、射撃に対する自信を付与した。「多くの指揮官に共通して、最初の武器使用が精神的にハードルが高いのではないかと危惧があった。」「最終的には「危ないと思ったら撃て」との指導をした指揮官が多かった。」(7/10、穀田、中谷)

新法案の非戦闘地域

1. 今回の安保法制は、自衛隊による米軍への補給や輸送など軍事支援活動について、これまでの非戦闘地域という枠組みを撤廃して、現に戦闘が行われている現場でなければ支援活動を実施できるとしています。(7/10、穀田)
(わかりにくいので解説:非戦闘地域以外でも現に戦闘が行われていない現場=戦闘地域の中で、その時点で戦闘が行われていない現場。)
2. 派遣地域は防衛大臣が指定する。指定の際に「円滑、安全に活動できる場所」とする(から安全は確保される)。(6/15、中谷)
3. そして、非戦闘地域の枠組みを変更したことにつきましては、これは昨年の七月の閣議決定におきまして、自衛隊の活動の実体験や国連の措置の実態等を勘案して、憲法との関係では、他国が現に戦闘行為を行っている現場ではない場所で実施をする補給、輸送などの我が国の支援活動については、他国の武力の行使と一体化するものではない、その判断に至りました。これを受けて、非戦闘地域といった枠組みを設けずに、現に戦闘行為が行われている現場では活動しないということといたしました。これまでと今回の違いにつきましては、まず、戦闘地域との考え方では、「そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」との法律上の規定を厳格に解して、一たび指定すると柔軟な活動ができないおそれがありました。それを機動的に設定するというので、活動をする区域を実施区域というふうに決めまして、「そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」という要件がなくても、防衛大臣が、自衛隊の部隊等が活動を円滑かつ安全に実施することができるようにということにしたわけでございまして、これは、常に情勢等を踏まえた判断が行われて、安全確保が図られるとともに、機動的に実施区域を指定することによって柔軟な活動が可能となるというふうにするためでございます。(6/29、中谷)

問題点

1. 戦闘行為が行われないと見込まれる場所を指定しても、現にイラクでは、非戦闘地域とされた自衛隊の宿営地に対する攻撃が繰り返され、そして、そのことを実際何の検証もしないで当時と同じような説明を繰り返している(7/10、穀田)
2. 今回の法案審議でも、危なくなったら活動を休止し避難する、武器の使用は正当防衛、緊急避難に限られると説明しています。しかし、今回の法案は、非戦闘地域の枠組みをなくし、戦闘現場以外での米軍への兵たん支援を可能とするものであります。しかも、治安維持活動まで実施可能とし、自己保存にとどまらず、任務遂行のための武器使用まで認めている。こうなりますと、殺し殺される状況になる危険は明白だ。(7/10、穀田)
3. 非戦闘現場であれば支援が可能なんだということになりつつあるようですけれども、非戦闘現場というものが突如として戦闘現場になるということもあり得ることも考えられますし、従来のようにあらかじめ安全な実施区域を定めておくという制度に比べて、日本が戦闘に巻き込まれていく、そういう危険性というものがかなり大きくなってきているのではないかと、ここは危惧されるところであります。(7/6、落合、参考人質疑)

I.11.2 「一体化」の回避

政府の主張

1. 新法では、自衛隊の活動範囲が拡大し、戦闘行為と一体不可分である兵站活動、米軍の武器等防護、他国領域内での敵基地攻撃が可能となる。
2. 戦闘現場でなければ輸送艦も空母も防護しうる。空母の艦載機が爆弾ミサイルを搭載して戦闘現場に飛び立っていく場合も空母が戦闘現場になれば自衛隊はこの空母を防護できる。

問題点

1. 今度の法案で、非戦闘地域という概念を取り払い、自衛隊の活動範囲が拡大をし、そこで戦闘行為と一体不可分である兵たん活動を行う、また、米軍等の部隊の武器等防護、こうした武器使用の権限が拡大すること、そして、集団的自衛権行使による他国領域内での敵基地攻撃についても憲法解釈上は可能だとなっているが、これらは憲法九条の一項、二項に反していると考える。(6/4、大平)
2. 『弾薬も提供する』とか、『発進中の航空機の給油もする』とか言われますが、常識的に考えれば一体化します。(木村)→人を殺傷したり物を破壊したり等行為が行われる現場でなければよいと評価した。(黒江)
3. 自衛隊は他国の軍隊の指揮命令を受けるものでなく、我が国の法令に従って自ら判断し活動するものだから、一体化ではない、という言い訳がある。しかし、99年の議論で佐藤防衛局長は、発進準備中の戦闘機に対する給油、整備については実際のオペレーションは非常に専門的で秘密もある。整備員がクルーと一体になって運用するのが軍事上の常識、と答弁している。アメリカ軍の発進準備命令のもとでアメリカ軍と一体となって給油、整備をやるということではないか。(7/1、木村)→我が国が主体的に判断して実施することが可能と認識している。米側の作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油、整備も含めて幅広い後方支援が期待されており、ニーズは確認しているが、あくまでも運用は主体的に行う。(中谷)
4. 戦闘機がより多くの弾薬や兵器を乗せて出撃できるよう、離陸時の油を少なくして離陸し、空中で空中給油機か給油する。空中給油機は攻撃能力や戦闘能力を強化するためのものだ。米軍が作戦を作り、米軍の出撃命令のもと、個々の戦闘機に対して空中給油を行って攻撃能力を強化する、これが武力行使と一体でないとなぜいえる。(7/1、木村)
5. アメリカの部隊が最前線でドンパチやって、日本が後ろであらゆる手伝いをする。露骨な戦争法案である。(6/4、小林)
6. 兵站が軍事攻撃の標的になる、軍事の常識だ。自衛隊が兵站をやっている場所が戦場になる。(6/17、志位)→だからこそ安全な場所を選び、奪われない場所を選んで後方支援する。(安倍)
7. 兵站なしに武力行使はできないから武力行使と一体化だ。後方支援と呼ぶ活動は国際的には兵站ロジスティックで、それは武力行使と一体であることが世界の常識だ。(6/17、志位)→一体化論は国際法上の概念ではなく、憲法が禁止する武力の行使にあたらぬ後方支援である。(安倍)
8. 弾薬提供ですとか、あるいは戦闘作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油や整備も可能、そういう内容になっておるようすけれども、まさにこれについては、武力行使との一体化と大きくつながっていく。武力行使と一体化しているような存在に対しては、攻撃が加えられるということも当然十分あり得るわけですから、我が国がやはり戦闘に巻き込まれていくという危険性が大きくなっていくであろうというふうには危惧されるものであります。(7/6、落合参考人)
9. 今回の法案によって、こうした軍事掃討作戦を行う米軍に対して弾薬を提供することが可能になる。日本が提供した弾薬を使って米軍が人を殺傷することになるわけです。これが武力行使との一体化でなくて何なのか。これが許されるというんだったら、一体化の議論など全く意味は持たないということになってしまいます。(7/13、赤嶺)

I.11.3 搜索救難活動

政府の主張

搜索救難活動は人道的な活動である。既に遭難者を発見した、救助にもう当たっている、救助活動を行っている現場が、戦闘現場であっても(になっても)救助を継続できる。

米軍の規定

パイロットその他の航空機搭乗員は高度な訓練を受けていて簡単に育てられないから、回収してきてまた戦ってもらおう。階級やスキルが高ければ高いほど多くの情報を持っていて、敵の捕虜になって尋問を受けることで失われるものも大きいから、捕虜にならないように回収に行く。搜索救難活動は米軍の士気の維持に不可欠な任務。かつ戦闘現場を移動するので大きな危険を伴う活動である。

問題点

1. 自衛隊には装甲付の救急車両はない。医者資格を持つ要員は部隊に一人いるかいないか。衛生兵が包帯、テープなどの貧弱な用具を使って医療活動をすることになる。
2. 自衛隊がなぜ、米軍のパイロットを救出するために、戦闘現場に軽装備で戦死のリスクまで冒して行くのか。米軍自身の活動をなぜ自衛隊にさせるのか。

II. 我が国防衛に関する論点整理

II. 1. 安全保障環境の変化

政府の主張

歴代政府の憲法解釈を変更し集団的自衛権の行使を認めた根拠として、「日本を取り巻く安全保障環境の根本的な変容」を挙げている。

北朝鮮

1. 核実験 3 回／日本全域を射程におさめ得る弾道ミサイル、ノドンを数百発保有し、配備している。(ノドンミサイル用の発射台は最大 50 台、移動式で探知困難。一台にミサイル 5～6 基再装填可能。最悪 250～300 基存在)／奇襲的攻撃能力を含む弾道ミサイル部隊の運用能力が向上している。／ミサイルの長射程化(人工衛星と称するミサイル発射あり)、高精度化に技術進展／大型長距離弾道ミサイルの可能性あり／潜水艦発射弾道ミサイル SLBM による打撃能力の多様化。小型核弾頭搭載可能性あり。(米国国防総省)
2. 平成 25 年 4 月 10 日、労働新聞、東京、大阪、横浜、名古屋、京都の地名を挙げた上で、日本の全領土は我々の報復攻撃の対象になることは避けられないと恫喝をしているのです。(6/26、今津)
3. 核施設への空爆に見積では、40 万人の米軍兵力の投入、米軍の死傷者は 3 万人、韓国軍の死傷者 45 万人、百万人以上の民間人が死傷する、と見積もられていた。北朝鮮への軍事的な選択肢はありえない。間違ってもアメリカにそのような選択肢を取らせてはならない。(6/29、赤嶺)

4. 米国国防総省の報告書「切迫した危機の存在が、北朝鮮国内で現在の国家体制を合理化するのにかかわっている。危険だ危険だとあおって自分たちの国家体制を合理化するのに使っている。軍事的に圧力をかけるやり方は、北朝鮮国内での合理化を後押しするきっかけになる。冷静な外交交渉と非軍事に限定した措置によって、核を放棄する方向に導いていくことが重要だ。本格的な武力紛争が起きれば、韓国、沖縄をはじめ、在日米軍基地、米軍に対し兵站支援を行う自衛隊基地は、ただちにミサイル攻撃の標的になる。(6/29、赤嶺)
5. 1993 北朝鮮が NPT から脱退した。当時アメリカは核施設の空爆を検討したが、報復攻撃により甚大な被害が発生すると予想され、日本の支援体制も不十分だったので実行しなかった。翌年、カーター元大統領が訪朝して米朝合意の枠組みができた。(6/29、赤嶺)

中国

1. 中距離弾道ミサイル、短距離弾道ミサイルが日本を射程におさめている／残存性、即応性の向上。射程延伸、命中精度向上、弾道の機動化、多弾道化。／巡航ミサイル、核兵器やミサイル搭載可能は H6 爆撃機／2015 年度予算の国防費は、16 兆 9 千億円、日本の国防費の 3.4 倍。／南シナ海で強引なスピードで埋め立て工事を進め実効支配をすすめている。／習近平主席は「広大な太平洋には中米二つの大国を受け入れる十分な空間がある」
2. 日米安保は抑止力として非常に機能しており、中国は日本への手出しをためらっている。領海侵犯を繰り返す、レーダー照射事件、戦闘機の異常接近、防空識別圏の設定、これをトータルで読むと、東シナ海において日本と摩擦を起こさないために、危機管理のメカニズムを話し合っ、尖閣諸島の領有権については、事実上の棚上げにしたい、という中国の狙いがある。東シナ海で中国が戦う相手は、日米。世界的な紛争にエスカレートする可能性がある。そうすると国際資本が中国から逃げ出す。天安門事件の二の舞になる。その危機感はずごい。中国は東シナ海で紛争を起こさないように必死になっている。マスコミが言うように今にも戦争がはじまりそうな状態は一切ない、安定している。(7/1、小川参考人)

中東・イスラム諸国

1. イスラム過激派にとってこれまで日本は全く視線外であった。しかしエジプトでの安倍総理の 2 億ドル供与発言により一気にイスラム過激派の視野に日本が入ってきた。それで後藤健二さんを殺害する事態に陥った。日本の自衛隊がアメリカ軍の後方支援で中東かどこかに行った場合、日本がイスラム教の国にとっての敵であるという認識を持つ可能性がある。(7/1、鳥越参考人)
2. ISIL は、非常に凶悪、残忍かつ勢力も非常に強いところでございます。ISIL が中東全域の支配をもくろんでいることでもあります。北アフリカのボコ・ハラム、ソマリアのアルシャバブ、イエメンの AQAP、そういうところを傘下に置いて、より広い中東を支配しようとしている。日本が、周辺諸国に資金援助をするということ、それから、万一 ISIL が日本を名指しして本当にあのおどしどおり攻撃をしかけてきたときには、しっかりと身を守る体制をつくって、そして彼らの意図をくじかせるということが最も大事だと思っております。自衛隊が陸上で ISIL と戦闘するような場面は全く想定いたしません。一番大事なのは、やはり ISIL に参加する若者が後を絶たないことでありまして、その大きな理由が、彼らが職を持っていない、生活に不安を持っているからであります。日本の資金援助は、周辺諸国において就業機会を若者たちに与えるということで、さらに増加していくべきだと考えております。(7/13、岡本公述人)

テロ

1. 2003年にイラク戦争。2004年にマドリッド列車爆破事件で191名死亡。2005年ロンドン同時多発、列車とバスの爆破。スペインとイギリスで自爆テロ。これはアメリカが仕掛けたイラク戦争への報復として。イスラム原理主義のテロリストは、新幹線、原発を標的とする可能性がある。特に新幹線はセキュリティがに等しい。誰かが爆弾を持ち込んで爆破したら千人を超える犠牲者がでる。イスラム教過激派は世界でアメリカと対立して紛争、戦争、テロを起こしている。その中に日本が集団的自衛権でつつこんでいくことの危険性を考えたい。(7/1、鳥越参考人)
2. 世界のテロ発生件数の推移。2003年、イラク戦争、アフガニスタンの戦争もあり、2003年が1262件。2014年のデータですが、16818件。十倍以上になっている。他国の紛争の後ろからちょっとでも行ったら、みんな、日本人も日本もテロに狙われる率が高くなるんじゃないか(7/8、辻元)

サイバー

アメリカは、自国がサイバー攻撃を受けた場合、相手国に武力行使を含むあらゆる措置を講じる権利があるといっている。アメリカがコンピューターウイルスなどのサイバー攻撃を受けた場合も、日本が集団的自衛権を行使する可能性があるか。(6/26、井坂)→一般論として、サイバー攻撃が武力攻撃の一環として行われた場合に自衛権を発動して対処することが可能であると説明してきているが、他国に対する武力攻撃が行われてその一環としてサイバー攻撃が行われた場合、かつ新三要件を満たすならば、我が国として武力攻撃が可能だ。(中谷)

問題点

1. 外国からの武力攻撃の危険が迫った場合どうするのかという漠然とした脅威論で一般国民を説得しておりますけれども、その想定する事態は、これまでの国際関係から考えて極めて不自然、不合理な内容であります。(7/6、石河、参考人質疑)
2. 与党の皆さんは『安保法制が通れば日本はより安全になる』とおっしゃるけど、そんな保証は全くない。仮に安全保障環境が以前より危険だと言うなら、日本の限られた防衛力を地球全体に拡大するのは愚の骨頂。サッカーで自陣のゴールが危ないのに選手を敵サイドに分散させるチームがありますか？(6/11、田村)
3. 米国に軍事協力をすれば、日本の安全保障にも参加してくれると希望的観測を抱く人もいるようだけど、それは甘い。米国は自分の国のためにしか軍隊を動かしません。どこの国もそうです。さらに米国は本格的な軍事行動に連邦議会の承認が必要で、大統領制下では議会が政府の言うことを聞くとは限らない。日本の国会承認とは全く違うものです。(6/11、田村)
4. あくまで我が国防衛だから合憲なんだとする政府の説明。ホルムズ海峡の機雷掃海もどうしても集団的自衛権でやりたい、また燃料不足でも、また冷蔵庫が空になっても武力が行使できる、またサイバー攻撃でも武力行使ができると、拡大解釈の余地がどこまでもどこまでも広がりつつある。限定容認と言いつつ、新三要件が歯どめとして機能しそうにないことが今回の安保法制に内在する根本的な問題である。状況を見て総合的な判断をする、と言って、時の政権に、安倍総理じゃないですよ、その後もそうです、時の政権にフリーハンドを与える、こういうものになっていることが問題だ。(6/22、柿沢)

II. 2. 積極的平和主義

1. 政府といたしましては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、…国際社会が国連の安保理決議等に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づいて正当な武力行使を

行う他国軍隊に対して支援活動を行うことが必要な場合があると認識しております。そのような観点から、…国際社会の一員として、補給、輸送といった協力支援活動を行うことを可能とするための一般法として、国際平和支援法を新たに整備することにいたしました。…対外的に明確なメッセージを発するというこ
とで、国全体の、そして国民のリスクを下げる、これは国際社会と連携しつつ、世界の平和と安定のために積極的に貢献するということを目指しているわけでございます。(6/29、中谷)

2. 今日、安全保障環境が大変厳しくなる中であって、どの国も、米国ですら、みずからの国を一国のみでは守ることができない、これが国際社会の常識となっています。こうした国際情勢の変化の中で、まず、我が国として、どのように我が国をしっかり守っていくのか、切れ目のない対応をどのように整備していくのか、これをしっかり考えなければなりません。あわせて、国際社会の一員として、しっかりと国際社会の平和や安定に貢献していこう、こういった内容をこの一連の法制の中に盛り込んでおります。国際社会に貢献すること、これは積極的平和主義の取り組みとして大変重要なことですが、こうした取り組みを行うことによって平和な国際環境をつくり、そのことがひいては我が国の平和や安全を守っていくと考えます。(6/29、岸田)
3. 国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、例えば、国際社会の平和及び安全が脅かされて、国際社会が国連の安保理決議等に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づいて正当な武力行使を行う他国軍隊に対して支援活動を行うことが必要な場合があると認識しております。(6/29、中谷)
4. 日米新ガイドラインの目的に「アジア太平洋地域及びこれを超えた地域が安定」「日米同盟なグローバルな性質」を強調すると書かれている。安倍総理は米国議会の演説「国際協調主義に基づく積極的平和主義は日本の将来を導く旗印になる」と述べた。日本の平和主義の制約について言及がない。(6/29、小沢)
5. 積極的平和主義という名のもとに、直接日本とは関係ない紛争にも自衛隊がかかわって、武力行使を可能にしようという話が出てきておりますが、先ほど来いろいろ議論がありましたように、重要影響事態という概念はまことに曖昧模糊としておりまして、日本が、結局のところ、自国の安全とは関係ない問題にかかわって、従来憲法九条の枠を踏み出すという危険が極めて大きいということで、そもそも日本の安全にとってなぜ集団的自衛権かという根本的な問いに全く答えられていないというところに不満を持っております。(7/13、山口公述人)
6. 私自身は、存立危機事態というものが想定されるような現実的なものが発生するかどうかという点は相当疑問だというふうに思っているんですが、やはり危ないと思っているのは、結局、存立危機事態なんだよというふうに決めつけられて、どんどん日本が世界じゅうに出ていくというんですかね、積極的平和主義とかなんとかいいながら、気がついたらホルムズ海峡にいたりとか、いろいろなところに出ていっちゃっているという、それが一つの、まあ、使われてしまうといいますか、そこは相当危惧されるというふうに思っているんですね。(7/8、落合参考人)

II. 3. 今、できないこと

1. 日本のため公海上で警戒監視任務に当たっている米艦が武力攻撃を受けたとき、日本がこれを守ることができない。
2. 我が国近隣で紛争が発生し取り残された多数の邦人を米国の船舶が輸送している際に攻撃されたとき、日本人を守ることができない。

3. PKO 参加中に自衛隊の近傍で我が国 NGO が武装集団に襲われた場合、自衛隊はかけつけ救援できない。

現状、ザイールで展開中の PKO。医療 NGO も来ていて、その NGO の車両が盗まれた。NGO から PKO に救援依頼があったが自衛隊は駆けつけ警護はできない。それでも自衛官は現場で何とか知恵を絞ってやっている。自衛隊がそばにいるのに邦人を救出できない、というのは人道的にも道義的にも厳しい。今回の法整備をすることで現場の自衛官のリスクを減らすことになる。駆けつけ警護の任務遂行、安全確保のために武器使用ができる。武器使用基準を法的に裏付けがあると、現場は非常にやりやすい。

(7/1、折木)

4. 朝鮮半島有事:我が国に対する武力行使は発生していないものの、我が国を防衛している米軍艦艇が攻撃されることはありうる。現行では我が国は何もできない。我が国の存立危機にあたる明白な危険は生じうる。このような事態に対応できるようにしなければならない。(高村、6/11)

専門家の意見

1. ホルムズ海峡に機雷が敷設され我が国の船舶の航海が阻害された場合、自衛隊が領土領海を超えて公海上で機雷掃海するのは個別的自衛権で説明がつく。(6/4、小林)
2. 日本人母子が朝鮮動乱でアメリカ船舶で逃げてきたものを保護する行為は、個別的自衛権で説明がつく。(6/4、小林)

II. 4. 抑止力

政府の主張

1. 日本自身が万全の備えをし、日米安保を強化することで、日本に対し戦争をしかけようとするたくらみをくじく力、すなわち抑止力が強化される。日本が戦争に巻き込まれるリスクはなくなっていく。(内閣ホームページ)

問題点

1. 敵国が日米の力を信じない、あるいは、それでもなおかつやるんだという覚悟をもっていれば抑止力は成立しない。このような抑止力は逆に緊張を高める要因にもなる。間違っって撃っちゃったらそれが拡大する可能性もある。(7/1、柳澤参考人)
2. 抑止力のジレンマ:抑止力を強化すれば相手国が不安感を覚えさらに相手国の武力が強化される。
3. 安全保障のジレンマ:軍備増強や同盟締結など自国の安全を高めようと意図した国家の行動が、別の国家に類似の措置を促し、実際には双方とも衝突を欲していないにも関わらず、結果的に衝突に繋がる緊張の増加を生み出してしまう状況。
4. 冷戦時代は米ソの力の均衡が保たれていたというのが、1962年キューバ危機のように米ソが全面核戦争寸前までいったこともある。米ソの直接戦争はなかったが第三国への軍事介入がくりかえされ、ベトナム戦争やアフガニスタン侵攻など、米ソ以外の地で血みどろの戦争が繰り返された。力の均衡で平和が保たれていたというのは現実を見ない議論だ。(6/29、赤嶺)

5. 世界最大の軍事力を持っているアメリカでさえ、国内外のアメリカ国民の安全保持ができていない状態。むしろ、軍事力を持っていない、海外に軍事力を出さない日本の方が平和である。(7/8、石河参考人)
6. 今アメリカが行っている世界における軍事戦略、これが決して抑止力になっていない、むしろ、戦闘行為を起こす原因になっている場合が多い。(7/8、石河参考人)

専門家の意見

1. 76年の防衛大綱:米ソの大規模な戦争は核抑止力があって起こりにくい、あるとすれば極東ソ連軍の奇襲のような限定小規模な侵略であって、それに独力で対処するため、陸上自衛隊18万、海上自衛隊約60隻、航空自衛隊439機の体制で日本防衛をやっていた。アメリカの極東における最大拠点である日本を守ることがアメリカの世界戦略とも一致していた。(7/1、柳澤参考人)
2. 外交と抑止力をいかにしてうまく組み合わせるかということが重要である。十分な外交交渉がない中で軍事力だけを強化すれば、相手の不信感を呼んで軍拡競争になる。ところが、十分な外交交渉あるいは外交による平和の努力をした上で、背後に十分な力があれば、それは日本の影響力が高まるということにもなるかもしれないわけですね。(7/8、細谷参考人)
3. 抑止力は経済でもできますし、もちろん外交でもできる。日本の国内にあるアメリカの施設は、やはり日本に対して安全をもたらすよりも危険をもたらす可能性の高い施設である。(7/8、石河参考人)
4. 一国単位で抑止力を持つとすれば、膨大な国防費が必要になります。重要なのは、いかにして日本が強大な軍事力を持つかということではなくて、軍事費をふやさずとも、安全保障協力を深めることで戦争の可能性を防ぐ。その安全保障協力をするためには、一定程度の、日本がアメリカと安全保障協力をし、また、日本はオーストラリアなどの諸国とも安全保障協力することによって、つまり一国単位の抑止ということではなくて、この安全保障協力すること自体が、この地域での紛争が起こる可能性というのを恐らく低減していくんだろうと思います。(7/8、細谷参考人)

II. 5. 徴兵制

1. 「徴兵制は意に反する苦役」は世界的には通用しない。1. 政府は徴兵制を憲法違反と解釈し続けている。2. 現代は徴兵制をほぼ無用にしている。無用論、不要論、非現実論。ドイツ、イタリアも兵役制。3. 防衛大学の学生は増え続けている。(6/22、西参考人)
2. 憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨から見て、憲法上許容されるものではないと解釈する。(6/19、菅)【18条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」13条「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」】
3. 新安保法を「合憲」と主張する憲法学者三名がすべて、徴兵制は憲法違反とする政府の解釈は間違いだ、徴兵制はできると言っている。「政府の徴兵制に関する解釈はおよそ世界的に通用しない解釈と言わなければならない(西修)」、「意に反する苦役だから徴兵制はできないという議論は私は反対であります(百地章)」、「徴兵の制度と奴隷制、強制労働を同一視する国は存在しない、徴兵制の導入を違憲とする理由はない(長尾一紘)」と言っている。(6/19、辻元)

4. 日本の国において、徴兵制は憲法違反だと言ってはばからない人がいますが、そんな議論は世界じゅうどこにもないのだろうと私は思っています。国を守ることが意に反した奴隷的な苦役だというような国は、私は、国家の名に値をしないのだろうと思っています。徴兵制が憲法違反であるということには、私は、意に反した奴隷的な苦役だとは思いませんので、そのような議論にはどうしても賛成しかねるというふうに思っております。(石破、平成 14 年 5 月 23 日、衆議院憲法調査会小委員会)
5. 自民党の改憲草案には、「国は、国民と協力して、領土、領海、領空を保全し」と書かれている。自民党は、国民に協力しろと言っている。今できないと言っているけれども、今回と同じような手法で、徴兵制についても、時代環境が変わった、自衛隊員が足らぬ、安全保障環境が危ないといって、環境変化によって徴兵制を、一部限定的徴兵制とかを編み出してやろうとするのではないか。(6/19、辻元)

II. 6. 日本の防衛

先の大戦

1. 先の大戦: 三百十万人の国民が亡くなり、二百十兆円の税金をかえて、ああいう戦争が起こって、その反省に立って、戦後憲法ができて、すべての制度がその戦争の反省に立って我々はスタートしている。
2. 村山談話「我が国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。」

日米安保

3. アメリカの軍隊、基地が日本を守る、このように言われておりますけれども、実態は、アメリカの世界戦略の中に日本が組み込まれて軍隊が配備されている、そして、アメリカの軍隊、軍事施設、軍事予算の削減の補填として日本の自衛隊が使われている、このように認識しております。(7/8、石河参考人)
4. 日本の米軍基地は、1)出撃機能。基地があり、兵隊がいて、飛行機があり船がある。2)補給兵站(ロジスティック)機能。3)情報、インテリジェンス機能。この三拍子そろった「本社」並みの機能をもつ。横浜鶴見の燃貯蔵施設はアメリカ国防省管内で二番目、長崎県佐世保は三番目、加えて青森県八戸に7万バレル貯蔵。在日米軍の第七艦隊はアフリカ喜望峰まで、地球の半分ぐらいをカバーする。日本のアメリカに対する貢献、日米同盟への貢献は非常に大きく、まさしく対等の日米同盟だ。(7/1、小川参考人)
5. 日本国だけで今の安全保障体制を維持するためには、四倍を超える我々の、皆様方の貴重な税金を使わなければならないという試算も出ているところでもあります。だから、日米同盟を基軸とした同盟関係をしっかりと、そして、先ほど岡本さんが言ったように、みんなで守り合おう、そうやって自国を守る、そして同時に国際的な責任を果たしていくということが大切だ(7/13、今津)
6. この地域には世界じゅうの大きな兵力を有する国家が集まっております。世界トップファイブの兵力国のうち、三つまでがこの地域にあります。そして、日本は、その中で、防衛費をGDPの対比でいえば世界で百番目以下という非常に低い負担で、しかも、どこの国からも侵略されるおそれをなしにこれまでやってきているわけであります。これは、日本が集団的自衛権を放棄したからではなくて、アメリカとの日米安保条約によって、米軍が、仮にも日本に侵略の動きを見せる国があれば、それに対してみずからの報復意思というものを示すということで保たれてきている平和でございます。(7/13、岡本公述人)

7. アメリカは年に1, 2回公務員給与が遅配したりするが、アメリカは第二次大戦後は世界最大の富を積んだものが、戦争垂れ流しで、戦費破産状態、だから日本に世界の警察を手伝ってほしい。日本は戦費破産の二の舞をこうむることになる。だから愚かな政策だ。(6/22、小林参考人)

我が国防衛

8. 私は、結局、平和を維持するには、不断の努力によって極力敵を少なくすることしか平和を維持することはできないということが歴史から学んだ大原則であって、外交努力で危険を排除していけるものと考えております。また、武力によらない紛争解決機構を充実させることも平和憲法を掲げる日本の重要な役割であり、日本が国際社会において名誉ある地位を占めるためには、武力によらない平和を実現することこそが唯一の道であると確信しています。(7/6、石河、参考人質疑)
9. 我が国伝統の専守防衛には、ODA、国連の財政支援、PKO(警察支援)、災害派遣(消防支援)があるが、日本の自衛隊は引き金を引かないという信用で、危険を招かないという実績がある。今度それを取り払ってしまうと、引き金を引く軍隊としての扱いを受ける。我々のこの専守防衛の伝統プラスその他の国際支援を重ねていくことこそが、緊急に大変であるならば、我が国をより安全にする手法であると私は考える。(6/22、小林参考人)
10. 日本の領域を守ることは、基本的には個別的自衛権によって対処すべき課題であります。
11. (安倍総理のたとえ話)一般の家庭でも戸締まりをしっかりしていれば泥棒や強盗が入らない。また、その地域や町内会でお互いに協力し合って、隣の家に入ってきたのがわかったらすぐに警察に通報する、そういう助け合いがちゃんとできている町内は犯罪が少ない。これが抑止力なんですね。しかし、門の外まで出張って行って悪者退治に加わることは、自宅の安全に資する行為ではないと私は考えます。また、近隣の人々と協力し合うことは、地域の安全にとって極めて重要であります。日本が協力し合う近隣とは、もちろんアメリカを中心とするわけですが、韓国や中国を抜きに町内会は構成できないはずであります。自衛力を整備しつつ、隣家との利害の違いは認識した上で、隣家との共存のために話し合いをすることこそ、自宅の安全を高める道ではないのでしょうか。
12. 安倍首相のインターネットでの演説(7/13、一般の家庭でも戸締まりをしっかり・・・)は、集団的自衛権の行使の理由を説明するものではなく、全く逆に、専守防衛と地域的協力が必要な理由を説明するものであります。(7/13、山口公述人)

戦後日本が他国の戦争に巻き込まれずに済んだ理由

日米安保条約のもと、日本が憲法九条により集団的自衛権の行使を禁止していたからでありました。一九六〇年代末のベトナム戦争への対応として、韓国は、米韓相互防衛条約のもと、アメリカにベトナムへの出兵を求められ、韓国軍はベトナムで殺し、殺されるという悲惨な経験をしました。集団的自衛権の行使を否定していた日本は、ベトナムへの派兵など全く考慮する必要もなかったわけでありました。

二十世紀後半に非常に大きな効果を発揮した日本的平和路線が二十一世紀にも有効かどうか、今問われております。学者の言うとおりにすれば国が平和になるなどおごったことを言うつもりはない。逆に、政治家の言うとおりにして国が愚かな戦争に突入した経験もあるわけである。戦後日本を振り返れば、政治家と学者が異なった観点から議論をし、それらの議論が正反合の関係で日本的平和国家の路線をつくり出したという成功体験があることをかみしめるべきだ。(7/13、山口公述人)

岸信介首相は、憲法九条を改正して国軍を持つことを宿願とし、安保条約の改定を図った。空前の規模の抗議活動が起こり、数十万の市民が国会や首相官邸を取り巻いた。人々は、岸首相が体現する戦前回帰、戦後民主主義の否定という価値観に反発して、未曾有の運動を起こしました。

安保条約自体は衆議院の可決により承認されたが、岸首相は退陣を余儀なくされた。

岸首相の後を襲った池田勇人首相は、憲法改正を事実上棚上げし、経済成長によって国民を統合する道を選択した。この路線は、以後の自民党政権にも継承された。安全保障政策においても、憲法九条を前提とし、これと自衛隊や日米安保条約を整合的に関係づける論理が構築された。

それが専守防衛という日本的平和国家路線。憲法九条のもとで、日本は自国を守るためだけに必要最小限の自衛力を持つという原理が確立した。海外派兵はしない、集団的自衛権を行使しないという原則は、そこから必然的に導き出されるものであった。(7/13、山口公述人)

II. 7. 国際貢献

1. 国際貢献をどうするか、は憲法の枠内で何ができるかを考えるべきで、環境変化に軍事的に答えなければいけないから憲法の中で何でもやればいいわけではない。必要なら憲法改正が王道だ。(6/22、阪田)
2. 国際的な平和と安定にどう貢献していくか。恒久法にすると、迅速に対応できる。法を根拠とした訓練、備えができる。国際社会の中で早く手を上げることができ、その際、自衛隊が得意なミッションを早めを選択できる(より安全な地域を確保できる)。ただし歯止め、発動要件の整備が必要。(7/1、伊勢崎参考人)
3. (機雷掃海について)国際貢献の観点から遺棄機雷を除去しに行くときは、他国に先駆けていってもいい。事実上の停戦になった段階で、遺棄機雷を掃海に行く、我が国の掃海艇の能力を生かし、国際貢献になり、責任も果たす。これは現行法でできることだ。(7/1、長島)

III 法的安定性に関する論点整理

III. 1. 法的安定性

1. 人にとっての生き方や世界観は多様。相互理解できない価値観がある。価値観の押しつけは深刻な対立を生む。多様な価値観を認め、人間らしい平和な社会生活を送るための基本的枠組み(基本的人権、民主主義など)を憲法で規定する。立憲主義に立脚する憲法は変更が難しい。多数派少数派の変転やたまたまトップの考えに影響される変化を認めない。国の根本原理を変える場合は、将来、中長期的に適用可能かどうか、国民全体の意見を反映させる。(6/4、長谷部参考人)
2. 権力者の恣意ではなく法に従って権力が行使されるべきであるという政治原則(6/4、小林参考人)
3. 現在の憲法をいかにこの法案に適用させていけばいいのかという議論を踏まえまして閣議決定を行った(6/5、中谷)→発言の趣旨を訂正、発言を撤回(6/10、中谷)
4. 安全保障環境が変われば解釈を変えることはありうると答弁した。安全保障環境が変わって政府が180度解釈を変えることは立憲主義の否定、法的安定性の否定だ。(6/10、宮本)

Ⅲ. 2 昭和 47 年見解

昭和四十七年の政府見解

1. 憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文に置いて「全世界の国民が...平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、...国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」としている。この部分は、昭和34年12月16日の砂川事件最高裁大法廷判決の「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうることは、国家固有の機能の行使として当然のことといわなければならない。」という判示と軌を一にするものである。
2. 「しかしながら、だからといつて、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の(この下線部分、新法案では削除。「急迫・不正」は武力攻撃を受けることを意味する。)事態に対処し、国民のこれからの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。」として、このような場合に限って、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理を示している。
3. その上で、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」(6/10)

政府の主張

1. 「あてはめ」:最高裁は憲法9条にもかわらず「必要な自衛の措置はとりうる」としている。自衛のために何が「必要か」は時代によって変わらう。
2. 昭和47年見解の1, 2は変化なし、3だけ変わった。1, 2は論理で3はあてはめ。(6/10、横島)
3. 将来、1, 2が変わったら3は戻せばいいのか(辻元質問)。→仮定の話ならそうなる(6/10、横島答弁)

(わかりにくいので解説)

●憲法は武力行使を禁止しているが、昭和47年見解では環境変化に対応するために個別的自衛権を容認した。つまり昭和47年見解を通したこと自体が、憲法の解釈変更が可能であることの証左。今回も環境変化に合わせ解釈変更できる。

●「他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」の中に「自国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は許される」が含まれる、という拡大解釈。

問題点

昭和 47 年見解の 1, 2 を維持していれば、3 は環境にあわせて変えてもいい、というのは、法的安定性がないということだ。(6/10、辻元)(その他、多くの反対論、問題指摘があるが、省略する)

Ⅲ. 3 砂川判決

事実確認

1955 年から米国は、日本をアジアの戦略拠点とするために、大型機の離発着可能な滑走路を必要とした。そこで、東京の立川、横田、小牧、伊丹など 5 飛行場の拡張計画を打ち出した。立川飛行場拡張のため農地の強制収容が予定された砂川町では、議会が全会一致で反対を決議。町議会議長を闘争委員長として、基地拡張に抵抗した。労組や学生も支援して、大きな基地拡張反対闘争に発展していった。1957 年 7 月 8 日、反対する農民・学生らが、たまたま簡易な柵が倒れたので、基地内に 4.5 メートルほど立ち入ったところ、この行為が、安保条約に基づく刑事特別法 2 条(施設・区域を侵す罪)に違反するとされ、7 人が起訴されたのである。これが世にいう砂川事件である。一審判決は、アメリカ軍の駐留を違憲とし、全員の無罪判決。

最高裁判決主旨:憲法第 9 条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、同条が禁止する戦力とは日本国が指揮・管理できる戦力のことであるから、外国の軍隊は戦力にあたらぬ。したがって、アメリカ軍の駐留は憲法及び前文の趣旨に反しない。他方で、日米安全保障条約のように高度な政治性をもつ条約については、一見してきわめて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできない(統治行為論採用)

司法権の独立が侵害された(米国公文書によって判明)

当時の藤山愛一郎外相、福田赳夫自民党幹事長、上告審の担当裁判長である田中耕太郎最高裁判所長官がマッカーサー駐日米大使と会った。米国大使は、同判決を最高裁に直接上告(跳躍上告)し、最高裁にて合憲判断する、という考えを示し、日本政府および裁判長はこれに従った。

【補足:米国公文書判明当時の新聞見出し:「米に公判日程漏らす」(『毎日新聞』4月8日付)、「砂川事件『少数意見回避願う』」(『読売新聞』)、「砂川事件『安保改定遅れに影響』」(『東京新聞』)、「司法の独立揺るがず判決見通し伝達」(時事通信)、「全員一致願う」(共同通信)、「上告審見通し米に伝達」(『朝日新聞』4月9日付)という見出しである。】

参考リンク: <http://www.asaho.com/jpn/bkno/2013/0415.html>

政府主張:

憲法の番人である最高裁判決こそ依拠すべき法理である。砂川判決は憲法前文の平和的生存権を引いた上で、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な措置を取りうることは国家固有の権能であり当然のことである。必要な自衛の措置のうち、個別／集団的自衛家の区別をしていない。当時の最高裁判事は集団的自衛権が念頭になかったという人もいる。しかし判決では、国連憲章は個別的自衛権、集団的自衛権を各国に与えていると述べている。その上で「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、～内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従う」と述べている。(6/11、高村)

問題点

政府が集団的自衛権容認の根拠として引用する砂川判決は、駐留米軍が憲法九条二項の戦力に当たるかが問題となったもので、昨日の特別委員会で横畠法制局長官も、集団的自衛権について触れていないと認め、また、政府の引用する部分が、先例として拘束性を持つものではない、まさに傍論部分であることを認めざるを得なかったものです。

しかも、砂川判決は、最高裁が統治行為論をとって憲法判断を避けたものです。その背景には、裁判所と日本政府に対するアメリカからの圧力があり、司法の独立も国家主権も損なわれた状態が出された対米従属の判決だったことが、アメリカ政府が解禁した文書等で判明しています。このような判決を根拠に最高裁も集団的自衛権を認めているかのように言う、憲法学者による違憲との指摘にも耳をかさない、こんなやり方が立憲主義にもとると参考人から指摘されるのは当然であります。(6/11、赤嶺)

Ⅲ. 4 日米ガイドライン

従来のガイドライン

97年のガイドラインは、事態がはっきり認識されていた。アメリカは日本を拠点にして朝鮮半島危機に対応する。日本は本土と周辺における後方支援を行う、というイメージがはっきりあった。

新しいガイドライン

1. 米国カーター国防長官は、日米同盟を一変する新ガイドラインと言っている。日本側はどこも変わっていないと言っている。(6/5、赤嶺)
2. 今度のは、あらゆるところであらゆる事態に対して日米の協力関係、ということで事態が特定されていない。中国への対応で、海洋安全保障、アセット防護が平時から非常時について何度も使われているが、アメリカが何をやるかわからない中で共同計画が作られている。前回は共同計画を検討し閣議決定をするものであったが、今回は平時から策定するとなっている。アメリカと日本は、意図の違い、脅威認識のずれ、国益が完全に一体ではない、なかでどう運営していくか不明確。巻き込まれの恐怖もあるし、アメリカも日本の冒険的な行動に巻き込まれたくない。(7/1、谷畑)
3. グローバルな日米協力に関する規定を盛り込んでいる。インド洋、イラクでの米軍兵站支援活動、テロ特措法、イラク特措法は時限立法だった。今回の規定はグローバル日米協力を位置付けるもの。海外派兵の一般法、恒久法も提出している。(6/5、岸田)

Ⅲ. 5 憲法9条・違憲／合憲

大日本帝国が、アジア太平洋戦争においてアジア諸国民等二千万人以上、日本国民も三百十万人以上の命を奪ったとされておる惨劇がありました。このような惨劇を二度と繰り返してはならないという痛切な反省のもとに制定された日本国憲法である、このような経緯があります。

日本国憲法の前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」しておりますし、「平和を愛する諸国民の公正と信義に 信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」しております。これを受けて、第九条では、戦争を放棄し、あらゆる戦力の不保持と交戦権の否認まで行っております。

したがって、自衛隊が海外に武器を携帯して出かけ、そこで戦闘行為に加担するという事などは、憲法が根本的に排除しようとする武力行使そのものであり、いかなる名目をもってしても憲法上許されないもの、このように考えております。

さらに言えば、歴代内閣が否定してきた集団的自衛権の行使を、限定的と称しながらこれを容認することは、憲法の解釈変更の限界を超えるものであり、この点からも違憲であるということは明らかであります。(7/6、石河、参考人質疑)

戦後七十年にわたり、曲がりなりにも日本が平和で経済的に繁栄した根底に、日本国憲法の徹底した平和主義があったことは間違いのない事実だと思います。

米軍が駐留しているから攻められなかったと主張する方もいらっしゃいますが、戦後七十年にわたり、日本の政府の行為によって海外の誰一人として殺していないということは紛れもない事実であり、それは日本国憲法の縛りがあったからにほかなりません。

今回の二法案は、この憲法の縛りを外すものであり、海外で戦闘に巻き込まれる危険性が極めて高いものであります。もしこの法案が成立すると、これまでのように誰一人殺していないと言えなくなってしまいますので、日本国民は、国の内外を問わずテロの標的にされる、その危険性は劇的に高くなる。(7/6、石河、参考人質疑)